

## 鳥取県告示第523号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定に基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県東部総合事務所生活安全課及び智頭町建設農林課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年8月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

公園事業の名称	区間又は位置		公園事業の内容
中国自然歩道線道路 （歩道）事業	起点	八頭郡智頭町（三滝溪谷・国定公園境界）	案内板、休憩所及び公衆 便所の整備
	終点	八頭郡智頭町（大川・国定公園境界）	
芦津溪園地事業	八頭郡智頭町（芦津溪）		作業歩道167m、案内板 及び休憩所の整備